

文
坂本洋子

Text by Yoko SAKAMOTO

離婚後300日規定の壁
無戸籍の子どもたち

さかもと・ようこ

1962年、熊本県生まれ。自治体職員、国会議員政策秘書、社団法人事務局長、女性情報紙編集長を経てフリーライター。民法改正論議と男女共同参画情報を発信する「mネット・民法改正情報ネットワーク」共同代表
http://www.ne.jp/asahi/m/net/

2005年4月、神奈川県に住む男性からメールが届いた。「再婚同士の妻との間に子どもができたので出生届を出しに行ったら、役所の窓口で『妻の離婚から300日以内の出生なので法律上は前夫の子になる』と言われた。母子手帳で離婚後の妊娠がはっきりしている。再婚禁止期間もクリアし、法律婚して生まれた子なのにどうして前夫の子になるのか」という内容だった。正直驚いた。離婚後妊娠にもかかわらず、出生が離婚後291日でわずか9日足りないために、他人の子どもとされてしまうケースなど想定していなかったからだ。早速、マスコミにこの問題を提起した。週刊誌の編集者がこの問題の重要性を理解しすぐに記事にした。しかし、大手新聞社の記者は取材を重ねた末に「規定見直しに否定的な研究者もいる」との理由で記事にはしなかった。その後2年間広く知られることもなかった。

民法772条は、女性が離婚後300日以内に出生した子は前夫の子と推定している。たとえ離婚後の妊娠であっても、離婚後300日以内の場合は出生届を提出すると前夫の子とみなされ、前夫の戸籍に入ってしまう。実父の子とするためには、調停や裁判により前夫と子どもに親子関係がないことを確定させる必要がある。多くは前夫の協力を得て真

実の親子関係を確定させるのだが、離婚がもめたり、ドメスティック・バイオレンスなどで前夫の協力を得られないケースもある。親子関係が証明できずに無戸籍となる子どもも少なくない。

子どもの父親を推定する民法の規定は明治時代につくられた。子ども



Photo by m net

養育の責任を持たせるためにできた制度だ。当時の医学ではいつ妊娠したかを正確に判断できなかったの

とされ、未だに改正されていない。最初の提起から2年ほど経ち、毎日新聞が冒頭の男性のケースやこの規定に苦しむ数々の事例を記事にしたことから、多くのメディアも注目するようになった。07年2月の国会議員の勉強会には、この規定に苦しむ無戸籍の子どもや母親が出席し救済を求めた。別れた妻が離婚後300日以内に再婚相手の子どもを産んだため、家庭裁判所から平日に呼び出され、前妻とセックスしていないかなどと聞かれて迷惑したという男性も参加した。この発言は保守派議員の共感を呼んだ。会談後、自民党の保守派議員が「我が党には夫婦別姓に反対議員もいるが、この問題なら取り組める」と耳打ちした。これを機に規定見直しの動きは与野党で活発化していった。

弁護士の協力を得てホットライン「離婚後300日父子推定110番」が開設された。東京都千代田区。2007年2月25日

先ず公明党が勉強会の直後にプロジェクト・チーム(P.T)を立ち上げ、自民党を動かして与党P.Tを立ち上げた。与党P.Tは、離婚前妊娠も救済対象とした特例新法要綱をまとめ、議員立法として提出することにした。ところが、これに反対する当時の長勢甚遠法務大臣が「貞操観念」を理由に、当時の中川昭一政調会長に議員立法を阻止するよう働きかけた。さらに、福田朋

美議員や西川京子議員らが「家族制度の崩壊につながる」と筋違いの議論を展開し「反対に回った。ついに、議員立法提出は自民・公明それぞれのP.Tで了承されたにもかかわらず、中川政調会長の「鶴の一声」で封じられたのだった。議員立法を阻止された公明党は、自民党に引き続き取り組むよう申し入れ、離婚前妊娠の救済を今後の検討課題とする与党政調会長合意を取り付けた。結局、離婚後妊娠のみ救済の通達が法務省から昨年5月に出された。救済されたのは全体のほぼ1割にすぎなかった。

離婚前救済の進展がない中、今年4月には「民法772条による無戸籍児家族の会」が結成された。これを機に開店休業だった公明党P.Tが再開し、家族の会からヒアリングを行った。さらに、5月20日には鳩山邦夫法務大臣に当事者を引き合わせた。この席で、鳩山大臣は、無戸籍の女性が出産した場合は子どもに戸籍を作る意向を示した。出生届の提出がない子の住民票作成に否定的だった総務省も7月7日、提出がない場合でも住民票が作成できるという見解を各都道府県担当者に通知した。一歩前進だ。

法務省の通達により救済された子どもはこの1年で500人を超えた。しかし、その何倍もの数の救済を待ち望む子どもたちは取り残されたままだ。